



▲学習機会の提供（男女共同参画セミナーのようす）

連載

知っていますか？ 自治基本条例

No.1

「自治基本条例」をご存知ですか。今月号から市民の皆さまが「自治基本条例」を知り、市政に積極的に参加していただくため、連載を行います。

「名寄市自治基本条例」は、本市のまちづくりを進めるための基本ルールとして、平成22年4月に施行されました。この条例では、「まちづくりの基本理念や原則」のほか、「市民の権利と責務」、「議会、市の役割と責務」などが記されています。

この基本ルールのもと、市民、議会、市が協働しながら「市民が主体のまちづくり」を進めていきたいと思います。

自治基本条例が 目指すもの

本来の地方自治の理念になつた市民主体のまちづくりを実現することを旨します。（目的）



自治基本条例では、誰もが主体的にまちづくりに参加し、市民自治を確立するための基本原則を定めています。

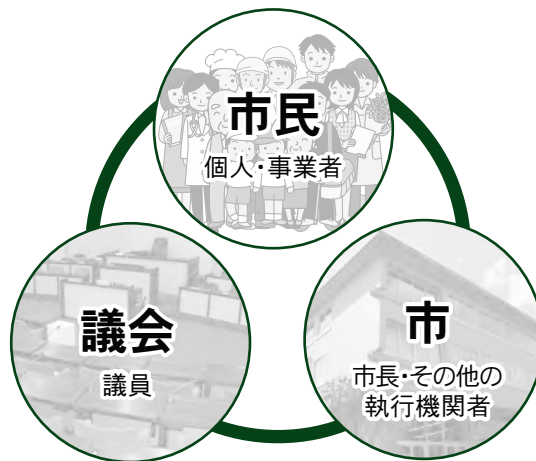
市民自治の 基本原則とは？

連携・協力

市民、議会、市は役割と責任を分担し、互いを尊重しながら協力し合うことで、よりよいまちづくりを推進します。

コミュニティ自治

市民、議会、市は地域の特性を踏まえ、コミュニティの自主性、自立性を尊重します。



市民参加

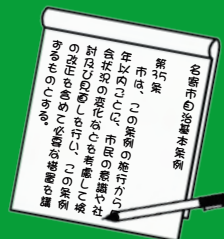
まちづくりは市民の参加によって行われるものとします。市は、市民参加を保障します。

情報共有

市は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、説明します。

条例内容の点検に 参加ください

名寄市自治基本条例第35条では、条例の施行から5年以内ごとに市民の意識や社会状況の変化などを考慮した検討などを行うこととされていることから、今後、次の取り組みを行いますので、積極的な参加をお願いします。



市民アンケート

無作為に抽出した1000人の市民にアンケートを郵送します。また、各公共施設や市ホームページにもアンケートの様式を配置しますので、皆さまのご意見を積極的に寄せください。

【実施時期】

11月中旬～12月初旬





▲市民意見の提出（まちづくり懇談会のようす）

市民参加の手法

市民の皆さまは、4つの制度を通じて市政に参加することができます。

委員会等への参加

市の各種委員会、審議会そのほかの附属機関などに公募により参加して、意見を述べるすることができます。

市民意見の提出

市民生活に大きな影響を及ぼすような重要な条例や計画を制定する場合に、事前に条例案や計画案に意見を提出することができます。パブリック・コメント制度などが該当します。

住民投票制度

法令の定めるところにより、住民投票の実施を求めることができます。市はその結果を尊重します。



学習機会の提供

市民は、市が実施する講演会や出前講座などで、市の事業や施策、まちづくりに対する理解を深めることができます。

市民の責務

市民の皆さまは、次の責務を負います。

自らの発言と行動への責任

市民は、まちづくりにあたって、市民全体の福祉や次の世代への責務を考慮するとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはなりません。

市民意見の提出

市民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けなくてはなりません。

市民の権利

市民の皆さまは、次の権利を得ることができます。

参加・知る・学ぶ権利

市民は、まちづくりに参加する権利・知る権利・学ぶ権利を持ち、これにもとづいて、自らの意思により主体的にまちづくりに参加することができます。

※名寄市自治基本条例に関する詳しい情報は、市ホームページ（トップページ）↓まちづくり↓自治基本条例）または情報公開コーナーでご覧いただけます。

有識者会議

公募委員などによる有識者会議で、条例の点検を行います。皆さまの積極的な参加をお願いします。

【役割】

名寄市自治基本条例の点検

【募集人数】

市民10人程度

【応募方法】

市民アンケートに同封、または各公共施設に配置している応募様式に記入し、持参、郵送、FAX、市ホームページ電子申請で応募ください。

【選考方法】

応募多数の場合は、選考のうえ応募者にお知らせします。



問い合わせ・申し込み

企画課企画調整係

（名寄庁舎3階）

☎01654③2111

（内線3308）

FAX 01654③9083